

第2次福井県多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2次福井県多文化共生推進プランの策定に当たり、各界から幅広く意見を聴取し、検討するため、第2次福井県多文化共生推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福井県多文化共生推進プランの検討に関すること
- (2) その他、必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者、経済・企業関係者、多文化共生関係者、国際交流関係者、教育関係者、自治体関係者、外国人住民その他必要と認められる者12人以内で構成する。

2 委員の任期は、本要綱施行の日からプラン策定の日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を統括し、会議の進行にあたる。
- 4 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、福井県交流文化部インバウンド交流課長が招集する。

- 2 インバウンド交流課長は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福井県交流文化部インバウンド交流課が所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。